

目 次

告 示

- ・認可地縁団体の告示事項の変更
- ・撤去自転車の保管
- ・撤去自転車の保管
- ・国民健康保険被保険者証及び国民健康保険高齢受給者証の無効
- ・撤去自転車の保管
- ・津市下水道排水設備指定工事店の指定及び取消し
- ・認可地縁団体の告示事項の変更
- ・撤去自転車の保管
- ・撤去自転車の保管
- ・津市議会定例会の招集
- ・保管した屋外広告物
- ・撤去自転車の保管
- ・撤去自転車の保管
- ・撤去自転車の保管
- ・撤去自転車の保管
- ・公示送達
- ・市道路線の区域変更
- ・市道路線の供用開始

公 告

- ・犬の抑留
- ・犬の抑留
- ・犬の抑留
- ・道路位置指定
- ・犬の抑留

教委規則

- ・教育委員会関係津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則の一部を改正する規則

教委告示

- ・教育委員会の招集

選管告示

- ・選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の縦覧場所
- ・在外選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の縦覧場所
- ・雲出井土地改良区総代会総代選挙における選挙期日及び投票の時間並びに選挙すべき総代の数
- ・雲出井土地改良区総代会総代選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者の選任
- ・雲出井土地改良区総代会総代選挙における選挙立会人の選任
- ・雲出井土地改良区総代選挙における選挙長の行う告示

水道告示

- ・津市水道局指定給水装置工事事業者の廃止
- ・津市水道局指定給水装置工事事業者の指定
- ・津市水道局指定給水装置工事事業者の廃止

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市告示第50号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成9年河芸町公告第1098号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成19年2月15日

津市長 松田直久

1 届出者

上野自治会

三重県津市河芸町上野783番地

代表者 前田 紀男

2 変更に係る事項

(1) 事務所の所在地

変更前	三重県津市河芸町上野1628番地2
変更後	三重県津市河芸町上野783番地

(2) 代表者の住所氏名

変更前	三重県津市河芸町上野1628番地2 別所 千万男
変更後	三重県津市河芸町上野783番地 前田 紀男

3 変更の理由

地縁による団体の事務所の所在地が変更になったため。

代表者の自治会長が新たに選任されたため。

4 変更年月日

平成19年2月4日

津市告示第51号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成19年2月15日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 津駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成19年2月15日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第52号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成19年2月16日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 津駅（放置禁止区域）及び白塚駅公共自転車等駐
場
- 2 撤去した年月日 平成19年2月16日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第53号

下記に係る国民健康保険被保険者証及び国民健康保険高齢受給者証は無効であることを告示する。

平成19年2月19日

津市長 松田直久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
0369876	平成18年10月1日	平成19年2月14日
0488866	平成18年10月1日	平成19年2月6日
1247903	平成18年10月1日	平成19年2月5日
6104207	平成18年10月1日	平成18年12月31日
6122381	平成18年10月1日	平成19年1月25日

国民健康保険高齢受給者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
0488866	平成18年10月1日	平成19年2月6日

津市告示第54号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成19年2月19日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 津駅（放置禁止区域）及び白塚駅公共自転車等駐
場
- 2 撤去した年月日 平成19年2月19日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第 5 5 号

津市公共下水道条例（平成 1 8 年条例第 2 0 1 号）第 6 条第 1 項及び第 1 5 条第 1 項の規定により、指定工事店を次のとおり指定及び指定を取消したので、同条例第 1 7 条の規定により告示する。

平成 1 9 年 2 月 2 0 日

津市長 松 田 直 久

指定した業者

業 者 名	所 在 地	指 定 期 間
村山設備	津市安濃町曾根 6 7 8 番地	平成 1 9 年 1 月 4 日から 平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで
中水株式会社	伊勢市下野町 6 5 3 番地 1 7	平成 1 9 年 1 月 4 日から 平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで
株式会社ソーケン	度会郡大紀町大内山 8 9 1 番地 3	平成 1 9 年 1 月 4 日から 平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで
有限会社都壺コ ントラクション	松阪市久保町 1 8 5 5 番 6 6 8	平成 1 9 年 1 月 4 日から 平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで

指定を取消した業者

業 者 名	所 在 地	取 消 し 年 月 日
有限会社大森 電気工業所	亀山市関町会下 1 3 0 2 番地	平成 1 9 年 1 月 2 0 日

津市告示第56号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年安濃町告示第17号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成19年2月20日

津市長 松田直久

1 届出者

前田区自治会

三重県津市安濃町中川 1559 番地

代表者 川本 権

2 変更に係る事項

(1) 地縁による団体の区域

区 域	変 更 前	安濃町大字中川字小泥、字河里、字花ノ木、字大横吹、字庵ノ下、字松野の区域、大字東観音寺 199 番地 13 及び 205 番地の区域
	変 更 後	津市安濃町中川字小泥、字河里、字花ノ木、字大横吹、字庵ノ下、字松野の区域、津市安濃町東観音寺 199 番地 13 及び 205 番地の区域

(2) 事務所の所在地

変 更 前	三重県安芸郡安濃町大字中川 1599 番地
変 更 後	三重県津市安濃町中川 1599 番地

(3) 代表者の氏名及び住所

変 更 前	三重県安芸郡安濃町大字中川 308 番地 中尾利夫
変 更 後	三重県津市安濃町中川 289 番地 川本 権

3 変更の年月日

平成18年1月1日

平成18年4月15日

4 変更の理由

市町村合併により住所の表示が変更になったため

定期総会において新任

津市告示第57号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成19年2月20日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成19年2月20日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第58号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成19年2月21日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 津駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成19年2月21日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第59号

平成19年第1回津市議会定例会を次のとおり招集する。

平成19年2月22日

津市長 松 田 直 久

1 招集の日

平成19年3月1日

2 招集の場所

津市議会議事堂

津市告示第60号

三重県屋外広告物条例（昭和41年条例第45号）第19条の2第1項の規定により、下記のとおり広告物又は掲出物件を保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成19年2月22日

津市長 松田直久

- 1 保管した広告物又は掲出物件の種類及び数量
はり札等 91枚
立看板等 20枚
- 2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所
新町一丁目地内ほか（国道23号及び市道主要幹線道路）
- 3 広告物又は掲出物件を除去した日
平成19年2月5日から8日まで
- 4 保管した広告物又は掲出物件の返還に関する事項
返還を希望する者は、次の申出先に申し出るものとする。

（申出先）

津市建設部道路維持課

津市高茶屋小森上野町1185番地1 津市相川建設作業事務所

電話番号 059-235-5655

津市告示第61号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成19年2月22日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津駅（放置禁止区域）及びアスト公共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成19年2月22日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第62号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成19年2月23日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅及び津駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成19年2月23日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第63号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成19年2月26日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 津駅（放置禁止区域）及び久居駅前第1公共自転車
等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成19年2月26日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第64号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成19年2月27日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅及び津駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成19年2月27日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第65号

下記の者に対する差押調書、配当計算書及び充当通知書は、住所居所不明等のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び津市市税条例（平成18年津市条例第71号）第18条により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管し、送達を受けるべきものから交付の申し出があれば交付する。

平成19年2月28日

津市長 松田直久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第66号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設管理課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年2月28日

津市長 松田直久

1 路線名 181 追上響野線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員（m）	延長（m）
津市芸濃町椋本字追上 2554 番 1 から 津市芸濃町椋本字追上 2515 番 4 まで	旧	3.6～5.5	109.0
津市芸濃町椋本字追上 2554 番 1 から 津市芸濃町椋本字追上 2515 番 4 まで	新	5.0～17.0	109.0

津市告示第67号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設管理課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年2月28日

津市長 松田直久

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
181	追上響野線	津市芸濃町棕本字追上255 4番1から	平成19年 2月28日
		津市芸濃町棕本字追上251 5番4まで	

津市公告第 2 1 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 1 9 年 2 月 1 9 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 1 9 年 2 月 1 8 日

2 抑留期間 平成 1 9 年 2 月 2 1 日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	栗真町屋町	ゴールデンレトリバー	茶	オス	大	不明	黄色の首輪

3 公示期間 平成 1 9 年 2 月 1 9 日から平成 1 9 年 2 月 2 1 日まで

4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 22 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 19 年 2 月 22 日

津市長 松田直久

1 抑留日 平成 19 年 2 月 21 日

2 抑留期間 平成 19 年 2 月 26 日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	白山町 川口	ビーグル	黒茶白	メス	小	不明	鎖の首輪

3 公示期間 平成 19 年 2 月 22 日から平成 19 年 2 月 26 日まで

4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第23号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成19年2月23日

津市長 松田直久

1 抑留日 平成19年 2月22日

2 抑留期間 平成19年 2月27日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	美里町 日南田	雑種	白黒	メス	中	不明	

3 公示期間 平成19年2月23日から平成19年2月27日まで

4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第24号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置について指定したので、津市建築基準法施行取扱規則（平成18年津市規則第199号）第13条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年2月23日

津市長 松田直久

指定道路

- 1 幅員 4.0～6.0メートル
- 2 延長 34.9メートル
- 3 地名地番 津市久居野村町字八丁792番2

津市公告第25号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成19年2月26日

津市長 松田直久

1 抑留日 平成19年 2月23日

2 抑留期間 平成19年 2月28日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	上浜町	雑種	茶	不明	中	不明	赤い首輪
2	中河原	スパニエル系	黒白	メス	中	不明	黒い首輪
3	安濃町 野口	柴系	茶	オス	中	不明	黒い首輪

3 公示期間 平成19年2月26日から平成19年2月28日まで

4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

教育委員会関係津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年2月23日

津市教育委員会委員長 中西 智 子

津市教育委員会規則第1号

教育委員会関係津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則の一部を改正する規則

津市教育委員会関係津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則（平成18年津市教育委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 津市美里文化センター内文化ホール
- (2) 津市入江公園内テニスコート
- (3) 津球場公園内野球場（午後5時30分から午後9時30分までの使用に限る。）
- (4) 津市北部運動広場（午後5時30分から午後9時30分までの使用に限る。）
- (5) 津市西部運動広場（午前9時から午後5時までの使用に限る。）
- (6) 津市乙部公園内運動広場
- (7) 津市久居グラウンド（午後5時30分から午後9時までの使用に限る。）
- (8) 津市久居スポーツ公園内ゲートボール場
- (9) 津市庄司庵公園内ゲートボール場
- (10) 津市久居中央スポーツ公園

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年2月26日から施行する。
（津市美里文化センター内文化ホールに関する規則の一部改正）
- 2 津市美里文化センター内文化ホールに関する規則（平成18年津市教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。
第4条に次の1項を加える。
2 文化ホールの使用許可を受けようとする者は、教育委員会関係津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則（平成18年津市教育委員会規則第33号）第4条の規定による使用の予約をもって前項の規定による許可申請書の提出に代えることができる。
（津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）
- 3 津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市教育委員

会規則第32号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「使用の許可(以下「使用許可」という。)を「使用許可」に、「までに」を「までの間に」に改め、同条第2項中「北部運動広場及び津球場公園内野球場に係る夜間の使用の許可」を次に掲げる施設の使用許可」に、「申請」を「許可申請書の提出」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 津市入江公園内テニスコート
- (2) 津球場公園内野球場(午後5時30分から午後9時30分までの使用に限る。)
- (3) 津市北部運動広場(午後5時30分から午後9時30分までの使用に限る。)
- (4) 津市西部運動広場(午前9時から午後5時までの使用に限る。)
- (5) 津市乙部公園内運動広場
- (6) 津市久居グラウンド(午後5時30分から午後9時までの使用に限る。)
- (7) 津市久居スポーツ公園内ゲートボール場
- (8) 津市庄司庵公園内ゲートボール場

(津市スポーツ公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

- 4 津市スポーツ公園の設置及び管理に関する条例施行規則(平成18年津市教育委員会規則第34号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 2 公園施設の使用許可を受けようとする者は、教育委員会関係津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則(平成18年津市教育委員会規則第33号)第4条の規定による使用の予約をもって前項の規定による許可申請書の提出に代えることができる。

津市教育委員会告示第1号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成19年2月22日

津市教育委員会

委員長 中西 智子

- 1 招集の日時 平成19年2月23日（金）午前9時から
- 2 招集の場所 教育委員会室
- 3 会議の事件
 - (1) 教育委員会関係津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則の一部の改正について
 - (2) スポーツ・文化都市宣言について
 - (3) 青少年健全育成都市宣言について
 - (4) 平成18年度津市一般会計補正予算（第6号）〈教委所管分〉について
 - (5) 平成19年度津市一般会計予算〈教委所管分〉について
 - (6) 平成19年度津市教育方針について

津市選挙管理委員会告示第7号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧に関し、次のとおり定める。

平成19年2月22日

津市選挙管理委員会

委員長 大橋 達郎

- 1 縦覧の場所 津市選挙管理委員会事務局
- 2 縦覧に供する期間 平成19年3月3日から同月7日まで
(毎日午前8時30分から午後5時まで)

津市選挙管理委員会告示第8号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の6第1項の規定により
在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官、最終住所及び生年月日を記
載した書面の縦覧に関し、次のとおり定める。

平成19年2月22日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋 達郎

- 1 縦覧の場所 津市選挙管理委員会事務局
- 2 縦覧に供する期間 平成19年3月3日から同月7日まで
(毎日午前8時30分から午後5時まで)

津市選挙管理委員会告示第9号

土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第6条第1項の規定により、雲出井土地改良区総代会総代選挙の総選挙を次のとおり定めたので、同条第3項及び第4項の規定により告示する。

平成19年2月22日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋 達郎

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 選挙期日 | 平成19年3月1日 |
| 2 | 投票の時間 | 午前7時00分から午後8時00分 |
| 3 | 選挙すべき総代の数 | 第1選挙区 5人
第2選挙区 5人
第3選挙区 15人
第4選挙区 13人
第5選挙区 8人
第6選挙区 4人 |

津市選挙管理委員会告示第10号

平成19年3月1日執行の雲出井土地改良区総代会総代選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第8条第7項の規定により告示する。

平成19年2月22日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

1 選挙長

選挙区	住 所	氏 名
第1選挙区		前川 弘之
第2選挙区		信藤 文吉
第3選挙区		秋田 隆治
第4選挙区		福田 修
第5選挙区		森田 守
第6選挙区		山口 孝三

2 選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

選挙区	住 所	氏 名
第1選挙区		久保 晃一
第2選挙区		海津 利輝
第3選挙区		中山 孝
第4選挙区		稲田 春久
第5選挙区		金児 成美
第6選挙区		宮本 吉一

津市選挙管理委員会告示第11号

平成19年3月1日執行の雲出井土地改良区総代会総代選挙における選挙立会人を次のとおり選任したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第8条第7項の規定により告示する。

平成19年2月22日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋 達郎

選挙立会人

選挙区	住 所	氏 名
第1選挙区		田端 幸男
		中澤 昌也
第2選挙区		山出 正己
		水谷 潔
第3選挙区		青木 秀夫
		中北 茂雄
第4選挙区		島上 正明
		勝谷 武
第5選挙区		福田 昭男
		中尾 繁昭
第6選挙区		市川 静男
		山口 昭

津市選挙管理委員会告示第12号

平成19年3月1日執行の雲出井土地改良区総代会総代選挙における選挙長の行う告示は、次の掲示場に掲示してこれを行う。

平成19年2月22日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

掲示場	第1選挙区	雲出井土地改良区事務所
	第2選挙区	同上
	第3選挙区	同上
	第4選挙区	同上
	第5選挙区	同上
	第6選挙区	同上

津市水道局告示第1号

津市水道局指定給水装置工事事業者から次のとおり給水装置工事業の廃止の届出を受けたので、津市水道局指定給水装置事業者規程（平成18年津市水道事業管理規程第14号）第10条第2号の規定により告示する。

平19年2月20日

津市水道事業管理者 平井秀次

名 称	所 在 地	廃止年月日
有限会社 安建	津市南中央4番15	平成18年12月21日

津市水道局告示第2号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置事業者規程（平成18年津市水道事業管理規程第14号）第10条第1号の規定により告示する。

平成19年2月28日

津市水道事業管理者 平井秀次

名 称	所 在 地	指定年月日
有限会社 大規	津市高茶屋小森町 1242 番地 23	平成 19 年 2 月 14 日

津市水道局告示第3号

津市水道局指定給水装置工事事業者から次のとおり給水装置工事の事業の廃止の届出を受けたので、津市水道局指定給水装置事業者規程（平成18年津市水道事業管理規程第14号）第10条第2号の規定により告示する。

平19年2月28日

津市水道事業管理者 平井秀次

名 称	所 在 地	廃止年月日
有限会社新光土木	津市高茶屋小森町 2687 番地 3	平成19年1月31日